

～富山県賃貸型応急住宅について～
(令和8年8月27日からの大雨に伴う災害による被災者の皆様へ)

受付対象者

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害において、住居の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となり、災害時に災害救助法の適用地区に居住している者

要件

災害時において、 富山県(災害救助法の適用を受けた市)に居住する者 (高岡市、氷見市、 小矢部市、射水市)	自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす者 ・住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者 ・「半壊」(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。)であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者 ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者であって、被災の程度が半壊以上であり住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者 ・その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
--	---

※災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者に限る

賃貸型応急住宅の主な条件

次の①、②のいずれにも該当する県内の住宅となります。

- ① 不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること
- ② 家賃 1人の世帯は月額 5.5万円以下
2人の世帯は月額 6.0万円以下
3人～4人の世帯は月額 7.0万円以下
5人以上の世帯は月額 8.5万円以下

※超過分を自己負担で入居することは不可

その他費用について、県が指定する条件を満たす物件であること

※耐震性が確保されている住宅に限る。

(昭和56年6月1日以降に建設されたもの、またはそれと同等以上の耐震性が確認されているもの。建築確認(確認済証の交付日)が、昭和56年5月31日以前であっても、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合は、この限りではない。)

市等が負担する経費

- 家賃、共益費(管理費)、礼金(家賃1か月分以内)、退去修繕負担金(家賃2か月分以内)
- 諸経費: 仲介手数料(家賃0.55か月分以内)、損害(火災)保険料、入居時鍵等交換費
※貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限りです。
※損害(火災)保険料は富山県が包括的に加入するため、富山県が負担します。

入居期間

入居日から2年以内 ※応急修理制度を併用する場合は応急修理申込日から6か月以内

その他

- ① 受付の際には住所や家族構成などに関する事項をお聞きすることもありますのでご了承ください。
- ② 受付後、事実と相違することが判明した場合や、必要な証明書等が未提出の場合は契約ができないことがあります。入居後、判明した場合は契約を解除し、市町が支払った家賃等は返還していただきます。
- ③ 当制度により入居した住宅から一旦退去されますと、原則、その後は災害救助法の対象となりません。
- ④ 当制度により入居する住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を提供するものです。通常の賃貸借契約と異なり定期賃貸借契約ですので、期間が満了すると退去しなければなりません。
- ⑤ 契約期間内に退去する場合でも違約金は発生しないものとします。

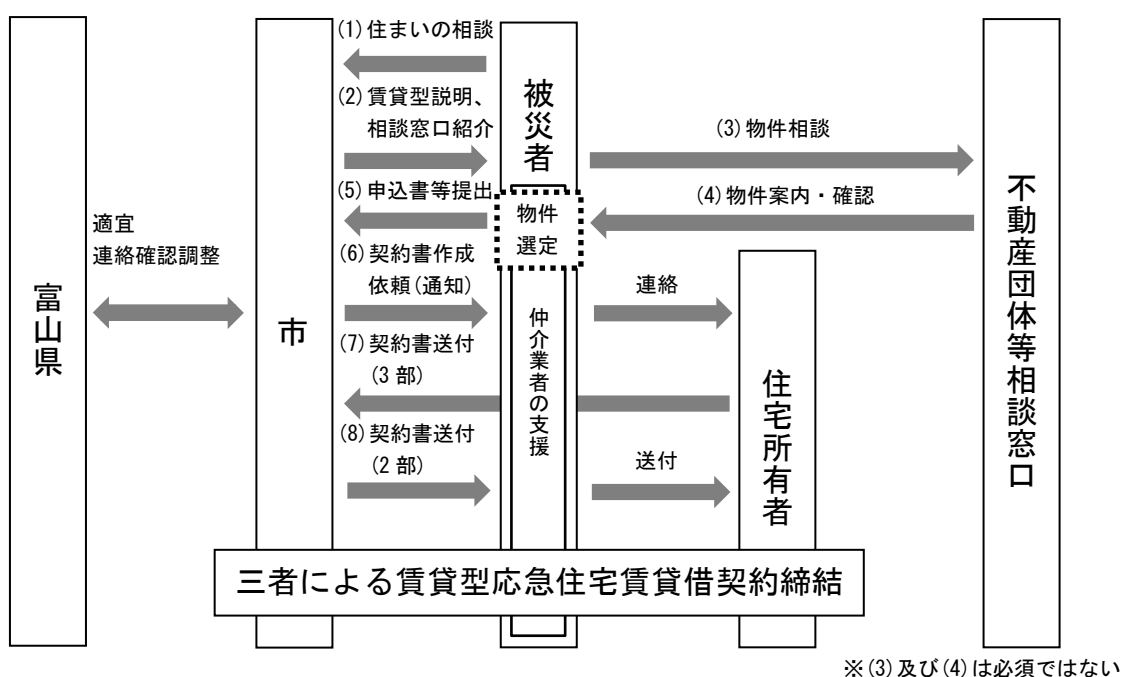
お問い合わせ先

- ・076-425-5514（公益社団法人富山県宅地建物取引業協会）
- ・076-421-1633（公益社団法人全日本不動産協会富山県本部）
- ・0766-20-1403（高岡市都市創造部建築政策課）
- ・0766-74-8079（氷見市建設農林部都市計画課）
- ・0766-67-1760（小矢部市総務部総務課）
- ・0766-51-6683（射水市都市整備部建築住宅課）

被災者に対する賃貸型応急住宅の提供に係る手続きの流れ

◇ 貸主－市町（借主）－被災者（転借人）の三者契約となります。

賃貸型応急住宅の提供に係る手続きの流れ



経費の区分	負担区分	備考
家賃	市	・1人の世帯 5.5万円/月 以下 ・2人以下の世帯 6万円/月 以下 ・3人～4人の世帯 7万円/月 以下 ・5人以下の世帯 8.5万円/月 以下
共益費（管理費）	市	実費
退居修繕負担金	市	家賃の2か月分以内
礼金	市	家賃の1か月分以内
仲介手数料	市	家賃の0.55か月分以内
入居時鍵等交換費	市	実費
更新手数料	市	－（更新しない）
損害（火災）保険料	富山県	富山県が負担
光熱水費・駐車場料金	入居者	
自治会費	入居者	

このほか、入居者の故意・過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担になります。